

# 京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務 仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

## 第1章 基本情報

### 1 委託業務名

京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務（以下「本業務」という。）

### 2 背景・目的

近年、夏季の気温上昇に伴い、学校における屋外活動時の熱中症リスクが高まっており、生徒が安全に教育活動や部活動に取り組むための環境改善が求められている。本事業は、京都市立上京中学校において、日よけテントやミスト設備等の設置により暑熱環境の改善を図り、生徒の屋外活動時における熱中症予防及び安全で快適な活動環境の確保を目的として実施するものである。

### 3 履行場所

京都市立上京中学校 グラウンド  
（京都市上京区一条通室町西入東日野殿町 395・396 合地）

グラウンド図面は別添資料参照

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年6月末日まで

## 第2章 業務の実施

### 1 業務概要

- ・日除けテント、ミストの設計
- ・上記に係る施工

### 2 業務の着手

受託者（以下「乙」という。）は契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

### 3 設置条件等

乙は次の事項を遵守すること。

- (1) 日除けテント及びミストの設置にあたっては、主に生徒が利用することを前提とし、夏季の屋外活動時において安全かつ適切に利用できる場所に設置する。設置場所は、通行動線や避難経路の妨げとならないよう配慮を行うこと。また、強風等による転倒・挟み込み等の恐れがないよう、必要な固定措置及び開閉部分の摩耗対策を講じ、企画提案書に具体的な対策について記載すること。
- (2) 噴霧されるミストについては、暑熱環境の緩和に適した仕様とすること。その一方、利用者に過度な濡れや不快感を与えないようにするとともに、床面が滑りやすくない仕様とすること。
- (3) テント部分の屋根は、取外し可能なもの又は開閉式のオーニングとすること。
- (4) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (5) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、上京中学校及び教育委員会事務局と打合せのうえ、生徒への影響が最小限になるよう配慮すること。
- (6) 破損や汚損、事故や災害がないよう十分留意しながら慎重に業務を遂行すること。これらが発生した場合は、甲に直ちに報告するとともに、乙の責任において修繕し、弁償し、又は補填すること。
- (7) 乙は、関係法令等を遵守し、業務を適正に遂行すること。また、上京中学校関係者、甲及び乙の作業員等の安全を確保するため、必要に応じて措置を講じること。
- (8) 通路等に設置した養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収すること。また、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。
- (9) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 業務遂行に当たり必要な申請は乙で実施すること。

### 4 提出書類

乙は、業務の各段階にて、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後  
業務計画表
- (2) 設計完了時
  - ア 作業方法、作業工程、仮設計画、設計図等がわかる資料  
日除けテントについては、基礎の大きさや形状、耐候性の確保、防水性について明記すること。特にテント部分については、硬度潤滑性や維持管理のしやすさを考慮した材料の選定を行うこと。
  - イ 協議録その他甲が指示するもの
- (3) 業務完了時
  - ア 完了通知書
  - イ 成果物納入届
  - ウ 請求書
  - エ 完成図
  - オ 日除けテント及びミストのメンテナンス方法に関するマニュアル

カ その他京都市が指示するもの

## 5 成果物

受託者は、本業務完了後に以下の書類の電子データを収めた電子記録媒体（DVD-R）を1部提出すること。ただし、第1号の完了報告書は書面でも提出が必要となる。

また、第2号はJ P E G形式とし、それ以外のデータはP D F形式とすること。

- (1) 完了報告書
- (2) 完成写真（異なる方向から撮影したものを複数枚提出すること。）
- (3) 完成図、実測図及び位置図
- (4) その他甲において必要と認める資料

## 6 費用負担及び委託料の支払い

- (1) 費用負担  
乙は、本業務を履行するにあたって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。
- (2) 委託料の支払い  
甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。  
なお、前金払、分割払い及び部分払いは行わない。

## 7 留意事項

- (1) 平日時間外及び土日祝日の作業を伴う場合は、上京中学校と事前に調整し、承諾を得ること。車両の駐車スペース及び資材等の保管場所が必要となる場合も同様とする。
- (2) 設置作業に必要な電力及び水を使用したいときは、上京中学校と事前に調整し、承諾を得ること。
- (3) 本業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰するものを除き全て受託者の責任において処理すること。
- (6) その他、甲の指示には必ず従うこと。